

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令案の概要について

1 小売物価統計調査の概要

小売物価統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、小売物価統計（国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的として、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）の定めるところにより実施する調査です。

2 改正の概要

小売物価統計の一部を構成する消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が0又は5の年に基準改定を行っており、次回の基準改定は平成27年（2015年）を基準年として行います。

今回、この基準改定に当たり、小売物価統計調査の調査品目を追加するとともに、一部の品目について、調査品目の名称及び調査担当者の変更を行います。

本件は、それらを定める小売物価統計調査規則の一部改正を行うものです。

(1) 以下の調査品目を追加します。

しらぬひ
ロールケーキ
調理ピザパイ
焼豚
コーヒー飲料（セルフ式）
※乳酸菌飲料（配達）
豆乳
日本そば
しょうが焼き
やきとり（外食）
カーポート
塗装工事費
駐車場工事費
壁紙工事費
空気清浄機
水筒
物干し用ハンガー
マスク
補聴器
サポーター
ロードサービス料
はさみ

注)「しらぬひ」とは柑^{かん}きつ類の一種

競技用靴
ペットトイレ用品
鉢植え
※クリーム（カウンセリング）
化粧水（カウンセリング）
※ファンデーション（カウンセリング）
※口紅（カウンセリング）
※乳液（カウンセリング）
警備料

注) ※印の調査品目は、現在調査を行っている商品等の一部について、調査担当者を調査員から総務大臣に変更するため、同一の調査品目において調査担当者を区分する必要があることから、調査品目を追加するものです。

- (2) 調査員が調査担当者となっている調査品目のうち、全国又は地域的に均一な価格を取集することが適切な以下の調査品目について、調査担当者を調査員から総務大臣に変更します。

フライドチキン
ドーナツ
モップレンタル料
運送料
映画観覧料

- (3) 調査品目のうち、より代表的な商品等の調査を可能とするため、以下の調査品目について名称を変更します。

(変更後の調査品目名)	(現行の調査品目名)
火災・地震保険料	火災保険料
※家事代行料	※家政婦給料
コンテンツ利用料	音楽ダウンロード料

注) ※印の調査品目は、名称変更併せて調査担当者を都道府県から調査員に変更します。

3 今後の予定

公布日 平成26年10月

施行日 平成27年1月